

眼鏡窃盗破棄に関する賠償金の支払い要求書

(金額誤記修正版) 2013 年 12 月 25 日(水) (配達証明速達郵便で郵送)

宮井将 殿 (京都市東山区今熊野剣宮町 4-7)

請求者：門真市議 戸田ひさよし

〒571-0048 大阪府門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

請求金額：7 万 7 4 3 8 円 (12/24 分までの金利を合計して)

内訳：眼鏡代金 =65300 円

本年 12/24 までの金利=12138 円 ※

- 1：この7万7438円を、12/27(金)までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ
- 2：分割、減免、支払い延期はいっさい認めない。
- 3：期限内に送金がない場合は、適法の範囲内で、最後の1円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！

貴殿は、さる11月29日に大阪地裁民事第24部で、当方の眼鏡窃盗破棄の件で、

主文：1 被告は原告に対し、金6万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる

との賠償命令判決を受けたにも拘わらず、本日に至るまで当方に全く連絡を寄こさず、支払いする意志のかけらも示していない。

その態度は、司法の判決をないがしろにし、被害者原告たる当方の感情を傷つけるものであり、不誠実極まりない。

よって、上記の金額を上記の方法と姿勢で支払い請求するものである。

なお、当方はさらに慰謝料50万円および訴訟費用の貴殿全額負担を求めて12月6日に控訴しており、大阪高裁での控訴審でも貴殿に対して厳しい処断を求めていく。

以上。

※2011 年・2012 年・2013 年の各 4/6 までの 3 年分=3265×3=9795 円

2013 年 4/7~12/24 までの 262 日分=3265×262/365=2343 円 (小数点未満切り捨て)

- ・1 年あたりの金利：65300×0.05=3265 円
- ・1 日あたりの金利 (非うるう年)：3265×1/365=8.94 円 (小数点3位以下切り捨て)
- ・送金日が12/24から1日遅れる事に1日あたり8.94円 (小数点3位以下切り捨て) が加算される。